

# 転入手続きについて

## ■呉市内から転居する場合

1. 現在通学している学校に転校する旨を申し出て、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」及び「氏名ゴム印」等を受け取る。



2. 市民窓口課（呉市役所1F）又は市民センターで転居の手続きをするときに、「在学証明書」を提示して、新しく通学する学校の「入学通知書」を受け取る。



3. 「入学通知書」、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」及び「氏名ゴム印」等を新しく通学する学校に提出する。



## ■呉市外から転居する場合

1. 現在通学している学校に転校する旨を申し出て、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」及び「氏名ゴム印」等を受け取る。



2. 住所地の市役所又は役場等で転出の手続きをする。

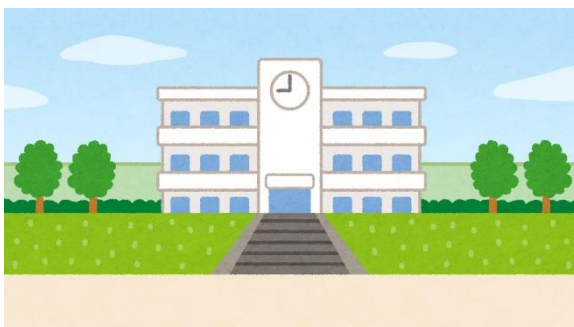


3. 市民窓口課（呉市役所1F）又は市民センターで転入の手続きをするときに「在学証明書」を提示して、新しく通学する学校の「入学通知書」を受け取る。



4. 「入学通知書」、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」及び「氏名ゴム印」等を新しく通学する学校に提出する。

※市町によって、手続きの手順が異なることがあります。なお、ご不明な点がございましたら、以下の番号へお問い合わせください。



呉市役所 市民窓口課  
(0823) 25-3161

呉市教育委員会 学校教育課  
(0823) 25-3453

呉市立昭和中学校  
(0823) 33-0311